

資料 1

次期障害者計画の策定に向けて【概要版案】

計画策定にあたって

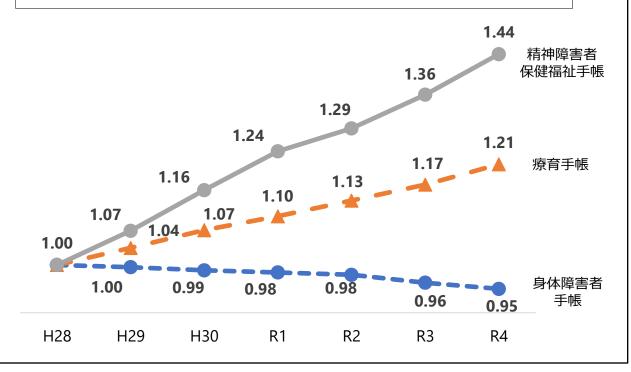
計画の名称	計画の 期間	計画の位置付け・根拠法令	H27~H29	H30∼R2	R3~R5	R6∼R8	R9~R11
堺市 障害者(長期) 計画	H27~R5 (9年間)	障害者基本法第11条に基づき、「障害者基本計画」及び 「都道府県障害者計画」を基本とし、 本市の障害者の状況等をふまえ、障害施策推進に関する 基本的な理念や目標を示す「市町村障害者計画」	第4次	【現】 (9)年間) -体的に策定	第5次【第	に策定 新】(6年間) 間の変更
堺市 障害福祉計画	R3~R5 (3年間)	障害者総合支援法第88条第1項に基づき、国の「基本指針」に即し、 障害福祉サービス等の提供体制等の確保に係る目標等を設定する 「市町村障害福祉計画」	第4期	第5期	第6期【現】	第7期【新】	第8期
堺市 障害児福祉計画	R3~R5 (3年間)	児童福祉法第33条の20第1項に基づき、国の「基本指針」に即し、 障害児通所支援等の確保に係る目標等を設定する 「市町村障害児福祉計画」		第1期	第2期【現】	第3期【新】	第4期

現状

本市における障害者の状況

É	F 度 (各年度末)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	合計	52,742	53,404	54,127	54,831	55,285	55,483	55,845
	身体障害者手帳	37,142	36,963	36,723	36,556	36,377	35,760	35,120
	療育手帳	7,565	7,834	8,114	8,334	8,582	8,833	9,190
	精神障害者 保健福祉手帳	8,035	8,607	9,290	9,941	10,326	10,890	11,535
参	自立支援医療 (精神通院)	15,867	16,640	17,404	18,052	20,319	19,362	20,019
考	特定医療費 (指定難病)	7,588	7,881	6,648	6,800	7,276	7,183	7,264





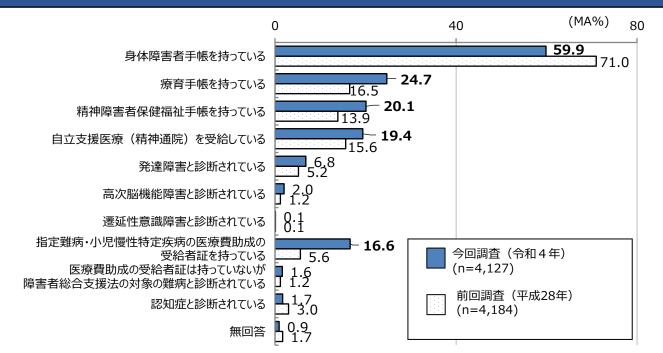
障害者等実態調査の結果①

【調査概要】

当事者調査 ※ 当事者

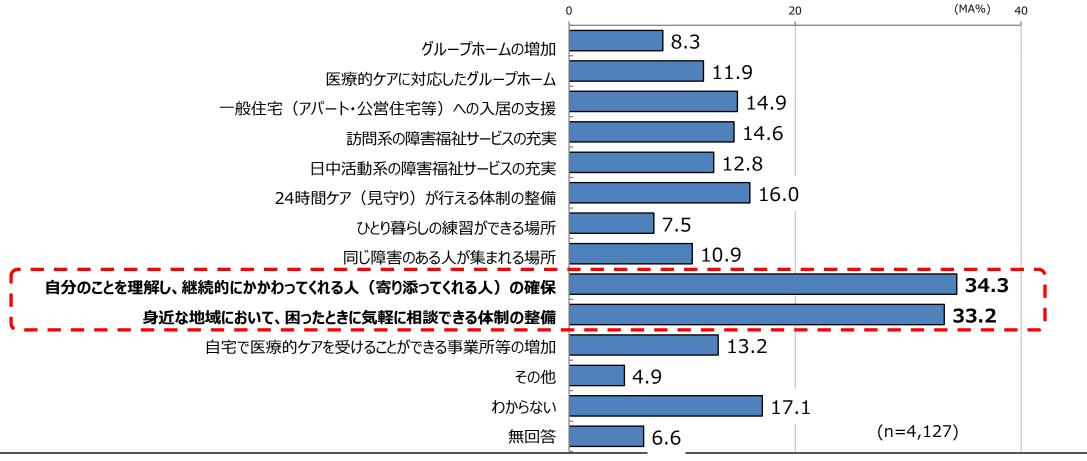
※ 当事者調査に加え、市内の法人・事業者向け調査も実施している

調査対象	本市の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療受給者から抽出した10,000人(下線部は、今回調査より追加)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年9月5日(月)~10月7日(金)
回収状況	有効回答数4,127件(回収率41.3%) 【前回】回答数4,184件 回収率46.5%



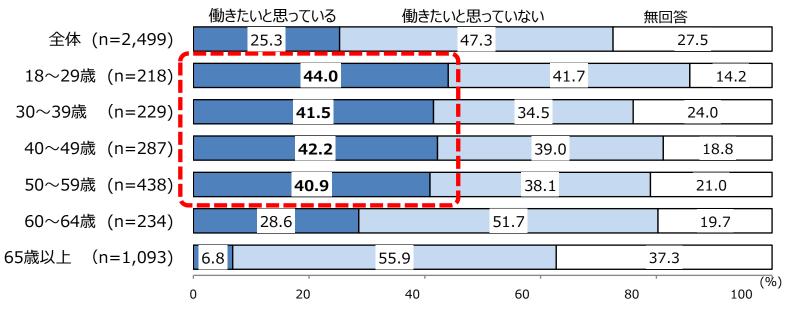
【必要な支援・サービス】

問)自宅や地域で生活する(したいと思う)ためには、どのようなサービスや支援が充実すればよいか。

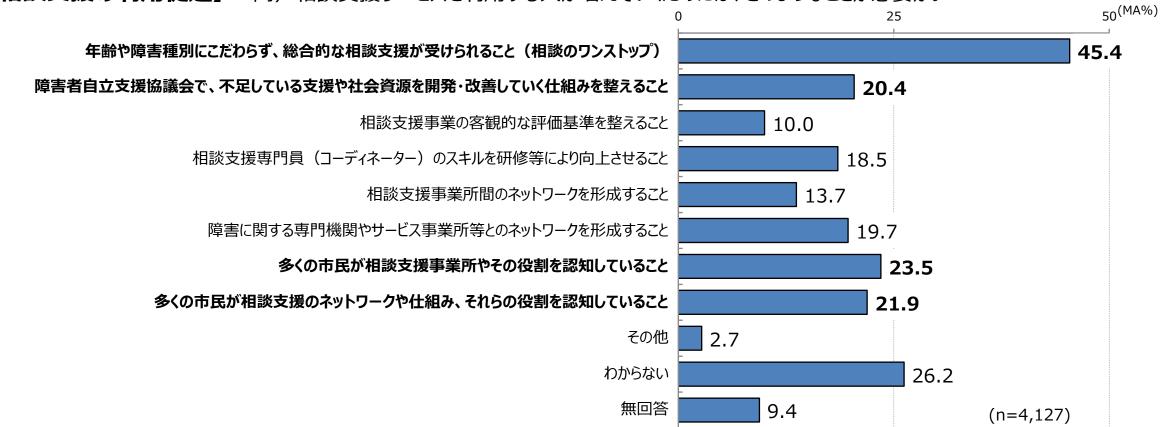


障害者等実態調査の結果②

【就労の希望】 18歳~59歳で就労していない人のうち、40%以上の人が、「働きたい」と思っている。



【相談支援の利用促進】 問)相談支援サービスを利用する人が増えていくためには、どのようなことが必要か。



基本理念

障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、心豊かに暮らせる共生社会の実現



3つの基本的な方針

- ① 権利擁護の推進、差別の解消、虐待の防止、自己決定権の尊重
- ② ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開
- ③ 社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮のいきわたる共生社会の実現



体系

3つの施策の展開

地域生活の支援及び地域生活への 移行に向けた支援、それらを支える 相談支援体制の充実・強化と人材 の確保・育成

就労支援·雇用の充実、 社会参加の促進 障害のある子どもとその家族への支援 の充実、教育・保健・医療・労働分野 との連携、ライフステージを通じたとぎ れのない支援と障害理解の促進

各施策の方向性、成果目標と活動指標

基本理念

障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、心豊かに暮らせる共生社会の実現

- ▶ 障害者がその生活・人生を尊重され、必要なサービスや支援等が選択でき、住み慣れた地域の中で安心して、自らの意思のもと、多様に、 自立して暮らすことができる社会
- ▶ 障害に対する正しい理解と認識、障害者の個性と人格を尊重する人権意識が社会全体にいきわたり、障害の有無に関わらず、すべての人が主体的をもって、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる社会
- ▶ 障害の有無に関わらず、すべての人が一緒に地域をつくり、障害者が住み慣れた地域の中で安心して、それぞれの個性や能力を発揮し、 生きがいをもって心豊かに暮らすことができる社会

3つの基本的な方針

① 権利擁護の推進、差別の解消、虐待の防止、自己決定権の尊重

障害者に対する差別・虐待は、重大な人権侵害であり、その解消・防止に向けた横断的な支援や取組が重要です。また、障害者に対する 意思の形成段階を含めた意思決定支援をふまえた自己決定権の尊重も重要です。

② ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開

障害者がそれぞれのライフステージや障害の状態、障害特性、生活状況等に応じて、必要な支援がとぎれなく適切に提供されることが必要です。また発達障害、<u>高次脳機能障害、</u>難病等も含め、障害者手帳の所持の有無に関わらず、福祉をはじめ、教育、保健、医療、労働等の分野がその枠のみにとらわれることなく、有機的に連動し、個々に応じた横断的な支援を展開することも重要です。

③ 社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮のいきわたる共生社会の実現

障害者は、その障害ゆえに生活に様々な困難を抱え、また、社会の様々な領域に存在する障壁が障害者の生活を制限・制約します。この 障壁は、ハード面だけでなく社会的な制度や人々の意識等のソフト面にも存在します。 障害者の社会参加や安心した生活のためには、社会的な障壁の除去、障害者に対する理解啓発を進める必要があります。 また、障害の有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らし、学び、働く共生社会の実現に向けた取組が重要です。

施策の展開と各施策の方向性

施策の展開		各施策の方向性(案)
地域生活の支援及で活への移行に向けた 活への移行に向けた I それらを支える相談で の充実・強化と人材 育成	び地域生 支援、 支援体制 の確保・ 5 6	 暮らしの場の整備・確保 障害者やその家族等への相談支援体制・ネットワークの充実・強化 地域生活を支える人材の確保・育成 意思疎通支援の充実 意思決定支援の充実・地域生活移行への支援の充実 手当等や減免制度の充実 障害福祉サービス等の質の向上
Ⅲ 就労支援·雇用の充 社会参加の促進	注実、)障害特性等に応じた多様な就労への支援・一般就労が困難な障害者への支援)障害者就労施設等の優先調達の推進
障害のある子どもとで への支援の充実、 教育・保健・医療・労 の連携、 ライフステージを通じ ない支援と障害理解	2) 分野と 3) 4) たとぎれの 5))教育・保健・医療・労働分野との横断的な連携)精神保健福祉・医療施策等との連携
はい又坂と呼音生産	FUILLE 6))学校園での障害啓発の促進・市民等への障害及び障害者の啓発の促進

成果目標(案)

項目	成果目標の内容		
福祉施設の入所者の 地域生活への移行	1) 地域生活への移行者数 2) 施設入所者の減少数 【大阪府の考え方は、国の基本方針と異なる】		
精神障害者にも対応した 地域包括ケアシステムの構築	1) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 「成果目標」及び「活動指標」は、		
地域生活支援の充実	1)地域生活支援拠点等の機能の充実 2)強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備 お示しする予定です。		
福祉施設から 一般就労への移行等	1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数 2) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の向上 3) 就労継続支援B型事業所における工賃平均額の向上 【大阪府独自の設定】		
障害児支援の 提供体制の整備等	1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者の確保3) 医療的ケア児への支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置4) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整にかかる協議の場の設置		
相談支援体制の充実・強化等	1) 相談支援体制の充実・強化等		
障害福祉サービス等の質を 向上させるための取組にかかる 体制の構築	1) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築		